

淡路市職員等公益通報者の保護に関する要綱（平成18年淡路市告示第96号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 内部公益通報（第9条—第16条）
- 第3章 外部公益通報（第17条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえて、職員等及び外部の労働者等から行われる公益通報の処理に関し、法令違反の是正及び未然防止を図るとともに、本市が公益通報を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）職員等 次に掲げる者（公益通報をした日前1年以内に、これらの者であったものを含む。）をいう。

ア 市職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項又は同条第3項第3号に規定する職にある者

イ 市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者又はその事業に従事している者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う市の公の施設の管理業務に従事している者

エ 市の事業に従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）

（2）外部の労働者等 通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、通報対象事実に関係する事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報対象事実に関係する事業者の取引先の労働者（公益通報をした日前1年以内に、当該労働者又は派遣労働者であったものを含む。）又はその役員

（3）通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実で、法令違反の事実若しくは市における適正な業務の推進を妨げる事実又はそれらのおそれが客観的に認められる事実をいう。

（4）内部公益通報 法第3条第1号に定める公益通報で、通報対象事実について事業者として市が受けるものをいう。

（5）外部公益通報 法第3条第2号及び第6条第2号に定める公益通報で、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関として市が受けるものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法の例による。

（公益通報対応体制の整備）

第3条 本市は、公益通報処理体制を整備し、公益通報に関する相談、受付、受理、調査その他の必要な事務を統括するため、公益通報対応責任者を置く。

2 前項に規定する公益通報対応責任者は、内部公益通報にあつては総務部長を、外部公益通報にあつては市民生活部長をもって充てる。

(公益通報受付相談窓口)

第4条 公益通報の受付及び公益通報に関する相談に応じるため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課に、公益通報受付相談窓口を設置する。

(1) 内部公益通報 総務部総務課 (以下「総務課」という。)

(2) 外部公益通報 市民生活部市民総務課 (以下「市民総務課」という。)

2 公益通報受付相談窓口に、公益通報窓口担当職員 (以下「窓口担当」という。) を置き、内部公益通報受付相談窓口にあつては総務課に属する職員のうちから総務課長が、外部公益通報受付相談窓口にあつては市民総務課に属する職員のうちから市民総務課長が、それぞれ指名する。

(公益通報者の情報共有)

第5条 公益通報者の氏名その他の公益通報者を特定させる情報 (以下「公益通報者特定情報」という。) は、正当な理由がある場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者の範囲を超えて共有してはならない。

(1) 内部公益通報 第9条第1項に規定する公益通報対応業務従事者

(2) 外部公益通報 第17条第1項に規定する公益通報対応業務従事者

(淡路市公益通報調査検討会の設置)

第6条 公益通報者からの公益通報を処理するため、淡路市公益通報調査検討会 (以下「調査検討会」という。) を設置する。

2 調査検討会は、会長、副会長及び委員で組織する。

3 会長は副市長を、副会長は総務部長をもって充てる。

4 委員は、市民生活部長、岩屋事務所長、北淡事務所長、一宮事務所長、東浦事務所長、市民総務課長及び総務課長をもって充てる。

5 調査検討会は、会長が招集し、主宰する。

6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(調査検討会の職務)

第7条 調査検討会は、公益通報の受理又は不受理の判断、調査及び報告に関する職務を所掌する。

(調査検討会の庶務)

第8条 調査検討会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係 (以下「担当係」という。) が処理する。

(1) 内部公益通報 総務課行政係

(2) 外部公益通報 市民総務課市民相談係

第2章 内部公益通報

(公益通報対応業務従事者)

第9条 内部公益通報における公益通報対応業務従事者は、公益通報対応責任者及び総務課職員系の職員とする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する職員以外の職員を公益通報対応業務従事者として指名することができる。

3 前項の規定による指名は、書面その他の公益通報対応業務従事者としての指名であることが明らかとなる方法により行うものとする。

(職員等からの内部公益通報の受付)

第10条 窓口担当は、職員等から公益通報があつたときは、公益通報に関する秘密及び公益通報者特定情報に留意した上で、当該公益通報者の氏名、連絡先及び通報対象事実の内容を把握するとともに、不利益な取扱いをしないこと及び秘密を保持することを、当該公益通報者に対し、説明するものとする。

2 窓口担当は、職員等から公益通報を受け付けたときは、公益通報者特定情報を秘匿した上で、当該公益通報の内容を公益通報内容整理票 (様式第1号) に記録し、調査検討会に報告しなければな

らない。

- 3 調査検討会は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査した上で、公益通報を受理するかどうかを決定し、公益通報報告書（様式第2号）により市長に報告しなければならない。
- 4 調査検討会は、公益通報を受理すると決定したときは受理した旨を、不受理とすると決定したときは不受理とした旨及びその理由を、遅滞なく当該公益通報者に通知しなければならない。
- 5 窓口担当は、職員等から公益通報に関する相談があったときは、相談に関する秘密及び個人情報の保護に留意した上で、当該相談者の氏名、連絡先及び通報対象事実とされる内容を確認するとともに、不利益な取扱いをしないこと及び秘密を保持することを、当該相談者に対し、助言するものとする。

（調査の実施）

第11条 調査検討会は、前条の規定により公益通報を受理することを決定した場合において、公益通報対応責任者の指揮の下、担当係及び公益通報対応業務従事者（公益通報対応責任者を除く。この条において同じ。）に命じ、遅滞なく通報対象事実の確認等のための調査を開始しなければならない。この場合において、調査検討会が特に必要があると認めるときは、通報対象事実の確認等のための調査を担当する所属（以下「担当所属」という。）を決定し、当該担当所属に属する職員のうちから調査員を指名し、必要な調査を行わせることができる。

- 2 調査検討会は、前項の規定により調査を行う場合にあってはその旨及び調査に着手する時期を、調査を行わない場合にあってはその旨及び理由を、遅滞なく当該公益通報者に通知しなければならない。
- 3 職員等は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。
- 4 調査は、公益通報者の秘密を守るため、当該公益通報者が特定されないように十分配慮しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 5 担当係及び公益通報対応業務従事者並びに調査員は、調査に当たっては、利害関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮の上、当該調査中は、調査の進捗状況について、調査検討会に対し、適宜報告しなければならない。
- 6 担当係及び公益通報対応業務従事者並びに調査員は、調査が終了したときは、調査結果を調査報告書（様式第3号）により、調査検討会に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料があるときは、調査報告書に添付するものとする。

（調査結果の報告）

第12条 調査検討会は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実があると認められるときはその旨を、通報対象事実が認められなかったとき、又は調査を尽くしても通報対象事実の存否が判明しないときはその旨を、それぞれ調査結果報告書（様式第4号）により、市長に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料があるときは、調査結果報告書に添付するものとする。

- 2 前項の報告にあっては、公益通報者の氏名は、これを報告しない。ただし、あらかじめ本人の同意を得たときは、報告することができる。

（是正措置等）

第13条 市長は、前条第1項の規定による調査結果の報告を受けた場合において、通報対象事実があると認めるときは、公益通報対応責任者の指揮の下、速やかに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は関係する課等に是正措置等を講じるよう求めるものとする。

- 2 市長は、是正措置等を講じ、又は関係する課等に是正措置等を講じるよう求めたときは、その内容を、利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、遅滞なく総務課に報告するものとする。
- 3 市長は、是正措置等を講じたときは、遅滞なく調査検討会にその内容を通知するものとする。
- 4 調査検討会は、調査の結果を当該公益通報者に報告しなければならない。この場合において、前

項の規定により、是正措置等に係る通知を受けたときは、その内容も併せて報告するものとする。

(職員等の保護等)

第14条 市の機関は、職員等に対し、公益通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2 総務課は、公益通報の処理が終了した後において、公益通報者が通報したことを理由に不利益な取扱いが行われないよう、当該公益通報者の保護に努めるものとする。

3 公益通報者は、正当な公益通報を行ったことによって不利益を受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、市長にその旨の通報を行うことができる。

4 市長は、前項の規定による通報を受けた場合において、当該通報について、調査し、必要と認めるときは、その改善又は防止のための適切な措置を講じるものとする。

(公益通報者の探索の禁止)

第15条 職員等は、調査上やむを得ない場合を除き、公益通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。

(職員への周知)

第16条 総務課は、職員等に対し公益通報の処理の仕組み等について、周知するよう努めるものとする。

第3章 外部公益通報

(公益通報対応業務従事者)

第17条 外部公益通報における公益通報対応業務従事者は、公益通報対応責任者及び市民総務課市民相談係の職員とする。

2 第9条第2項及び第3項の規定は、外部公益通報における公益通報対応業務従事者について準用する。

(外部の労働者等からの外部公益通報の受付及び教示)

第18条 窓口担当は、外部の労働者等からの公益通報があったときは、公益通報に関する秘密及び公益通報者特定情報に留意した上で、当該公益通報者の氏名、連絡先及び通報対象事実の内容を把握するとともに、秘密を保持することを、当該公益通報者に対し、説明するものとする。

2 第10条第2項から第5項までの規定は、外部公益通報の受付について準用する。この場合において、同条第2項中「職員等」とあるのは「外部の労働者等」と、「受け付けたときは、」とあるのは「受け付けたときは、第18条第3項の場合を除き、」と、同条第5項中「職員等」とあるのは「外部の労働者等」と、「不利益な取扱いをしないこと及び秘密を保持すること」とあるのは「秘密を保持すること」と、「助言する」とあるのは「助言し、公益通報以外の通報であるときは市民からの相談に係る事務に準じて処理する」と読み替えるものとする。

3 窓口担当は、通報対象事実の内容について、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有していないと判明したときは、当該公益通報者に対し、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関の名称、連絡先等を教示するものとする。

(外部公益通報の調査に係る準用)

第19条 第11条(第3項を除く。)及び第12条の規定は、外部公益通報の調査の実施及び調査結果の報告について準用する。

(外部公益通報に係る措置等)

第20条 市長は、前条において準用する第12条第1項の規定による調査結果の報告を受けた場合において、通報対象事実があると認めるときは、公益通報対応責任者の指揮の下、速やかに、法令に基づき措置その他適切な措置(以下「措置」という。)を講じるものとする。

2 市長は、措置を講じたときは、その内容を、適切な事務の執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、遅滞なく市民総務課に報告するものとする。

3 第13条第3項及び第4項の規定は、外部公益通報における措置について準用する。

第4章 雑則

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第21条 調査検討会の委員、担当係、公益通報対応業務従事者及び調査員並びに調査に協力した職員その他の関係者は、公益通報に関し秘密保持及び個人情報保護のため、当該職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(利益相反関係の排除)

第22条 調査検討会の委員、担当係、公益通報対応業務従事者及び調査員は、公益通報の内容に自らが発関与し、又は利益相反関係を有する場において、当該公益通報への対応業務に従事してはならない。

2 調査検討会は、調査検討会の委員、担当係、公益通報対応業務従事者及び調査員が当該公益通報の内容に関与し、又は利益相反関係を有していないかを随時確認するものとする。

(協力義務)

第23条 市の機関は、公益通報について、総務課、市民総務課その他の行政機関から調査の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

2 市の機関は、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する他の行政機関があるときは、必要な調査又は措置を講じ、相互に連携し、協力するものとする。

(公表)

第24条 市長は、公益通報に係る是正措置等の内容その他公益通報の処理状況について、毎年公表するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の淡路市職員等公益通報者の保護に関する要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和8年3月31日告示第64号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第2号（第10条、第18条関係）

公益通報報告書
(調査検討会→市長)

年 月 日

通報受付番号		通報受付日	年 月 日
通報の方法	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 書面提出		
公益通報者	氏名 <input type="checkbox"/> 記名 <input type="checkbox"/> 匿名		
	調査・措置結果の連絡希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
通報内容の概要			
調査検討会の判断	<input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 不受理（その理由 _____）		
特記事項			

備考

- 1 については、該当するものに「レ」を記入すること。
- 2 公益通報者の欄には、本人の同意があった場合に限り、公益通報者の氏名を記入すること。

様式第3号（第11条、第19条関係）

調査報告書

（担当係・公益通報対応業務従事者・調査員→調査検討会）

年 月 日

通報受付番号		通報受付日	年 月 日
調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
通報内容の概要			
調査方法	<input type="checkbox"/> 公益通報者からの情報収集 <input type="checkbox"/> 既に提出している関係書類（外部公益通報にあつては通報対象事実に係る事業所から提出されたもの）の調査 <input type="checkbox"/> 関係する職員等からの事情聴取 <input type="checkbox"/> 報告徴収 <input type="checkbox"/> 立入検査 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
調査結果	通報対象事実の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	調査状況等		
特記事項			

備考 については、該当するものに「レ」を記入すること。

様式第4号（第12条、第19条関係）

調査結果報告書
（調査検討会→市長）

年 月 日

通報受付番号		調査受付日	年 月 日
調査期間	年 月 日（受理日） ～ 年 月 日		
調査結果	通報対象事実の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	調査状況等		
特記事項			

備考

- 1 については、該当するものに「レ」を記入すること。
- 2 特記事項の欄には、本人の同意があった場合に限り、公益通報者の氏名を記入すること。